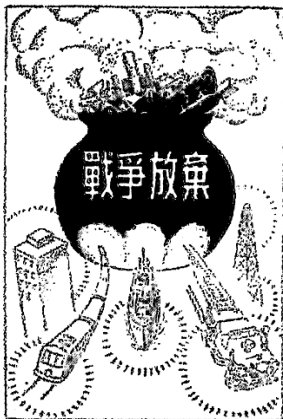


今こそ「平和」の初心にたちかえって

1947年文部省発行の中学1年用社会科教科書

—「新しい憲法のはなし」より—



そこでこんどの憲法では、日本の國が、けっして二度と戦争をしないように、二つのことをきめました。その一つは、兵隊も軍艦も飛行機も、およそ戦争をするためのものは、いっさいもたないということです。これからさき日本には、陸軍も海軍も空軍もないのです。これを戦力の放棄といいます。「放棄」とは「すててしまう」ということです。しかしみなさんは、けっして心ぼそく思うことはありません。日本は正しいことを、ほかの國よりさきに行ったのです。世の中に、正しいことぐらい強いものはありません。

もう一つは、よその國と争いごとがおこったとき、けっして戦争によって、相手をまかして、じぶんのいいぶんをとおそうとしないということをきめたのです。おだやかにそうだんをして、きまりをつけようというのです。なぜならば、いくさをしかけることは、けっきょく、じぶんの國をほろぼすようなはめになるからです。また、戦争とまでゆかずとも、國の力で、相手をおどすようなことは、いっさいしないことにきめたのです。これを戦争の放棄というのです。そうしてよその國となかよくして、世界中の國が、よい友だちになってくれるようにすれば、日本の國は、さかえてゆけるのです。

上段の前には生徒に語りかける次の文があります。

「みなさんの中には、こんどの戦争に、おとうさんやにいさんを送りだされた人も多いでしょう。ごぶじにおかえりになったのでしょうか。それともとうとうおかえりにならなかつたのでしょうか。また、くうしゅうで、家やうちの人を、なくされた人も多いでしょう。いまやっとな戦争はおわりました。二度とこんなおそろしい、かなしい思いをしたくないと思いませんか。〈略〉、戦争は人間をほろぼすことです。世の中のよいものをこわすことです。」
<以下、略>

これは文部省著作の中学一年用の教科書「新しい憲法のはなし」の「戦争の放棄」の説明文です。1947年から51年度まで使用されました。

この教科書で学んだ蓬萊在住の女性は「今までの“修身”とちがう新しい時代になったんだ」と当時うけた新鮮な思い出を語ってくれました。

第44回「憲法を考えるつどい」開催のお知らせ

日時：2024年5月3日午後1時30分開会（約2時間、リアル開催とオンライン開催の併用）

会場：とうほう・みんなの文化センター2階会議室（福島市春日町5-54） **入場無料**

講演：現代災害から考える ～憲法を活かした災害対応とは～

講師：永井幸寿 先生（弁護士・日弁連災害復興支援委員会委員長）

オンライン（ZOOM）参加をご希望の方は、5月1日午後5時までに下記のURLよりお申込みください。（リアル参加の場合は事前申込不要です。）

<https://x.gd/Q6Y2s>

申込者のメールアドレスに、5月1日、ZOOMアドレスを送信します。

届かない場合は、5月2日（日中）に下記に電話連絡をしてください。

連絡担当：あぶくま法律事務所（福島市松木町7-17） 電話：024-534-5151



ZOOM 申込用 QR コード

「核兵器廃絶」と憲法9条 憲法講演会

県九条の会共催

2月24日（土）、福島市のA0Z（アオウゼ）で福島県九条の会と原水爆禁止福島県協議会の共催で「憲法講演会」を開きました。オンラインを含め42人が参加しました。

テーマは「核兵器廃絶」と憲法九条。講師は日本反核法律家協会会長の久保賢一弁護士です。45の画像を使って説明していただきました。

ベラルーシに核兵器が配備され、イスラエルのガザ侵略の今も核兵器使用の危険がある。アジアでは、北朝鮮と韓日米の対立、台湾海峡の米中の対立など核戦争の脅威が増し、「この40年で最も高い核戦争に直面している」（グテーレス国連事務総長）。米・露・英・仏・中は自らを「核兵器国」として1968年「核兵器不拡散条約」を定めた。その6条には「核軍縮交渉を行う義務」がある。更に核兵器のない世界を求めて国際連合で核兵器禁止条約が生まれた（2017年国際連合で採択、アフリカ、中南米、東南アジアの国々など122ヶ国が賛成、核保有国とその傘下にある国は不参加）。2021年、批准が50ヶ国をこえ国際条約として発効する。現在、署名93国、批准70国である。日本は非核3原則を国是としながら中国・北朝鮮の核に備え、米国の「核の傘」に依存する核抑止論にたつ。しかし、ワルトハイム国連事務総長は「抑止による世界の平和・安定・維持という概念は危険な集団的誤謬である」という（1980年）。

原爆のあと「正しい戦争」はなくなった。日本国憲法（1947年）は、前文と第九条で非軍事平和主義を説く。今軍隊のない国26、「平和を愛する諸国民の公正と信義」（憲法前文）により「戦争という制度」は廃止しなければならない。核兵器禁止条約にはもちろん率先して加入すべきである。しかし、アメリカはアジアに NATO を作ろうとしている。日米安保条約を基軸とする日米（核）同盟の危険性だ。我々は、中国、北朝鮮、ロシアとの歴史をみつ、九条を持つ国の市民としてこれから生きていきたい。



九条の会紹介 ③

勿来九条の会

4月29日(月:祝)に講演会を開催

勿来九条の会事務局代表 榎田正行

「勿来九条の会」はいわき市の南部、勿来地域に居住する市民の「九条の会」です。2008年5月の発足ですから16年になります。発足当時の活動方針は「①ニュースを年4回以上発行する②年に一回、総会を兼ねた規模の大きい行事(講演会など)を開く③事務局会議を毎月開く。…」「会の財政は賛同募金で賄う」でした。

この方針は今も変わらず、実践継続されています。毎月の事務局会議、3か月ごとのニュース発行、年一回の講演会、この3つの継続が「勿来九条の会」の特質です。

発足時は「入会申込書」を運用し300名ほどの登録会員でした。世帯数で200程度でニュースも200程度の発行でしたが、現在は「ニュース」を読んでいる方が会員という扱いで、600部のニュース発行部数になっています。会費はなしで、講演会の際にいただくカンパで費用を賄っています。毎回3万円ほどいただいています。

この3月、ニュース70号を発行しました。A5版12ページの小冊子形式です。内容は会員さんの1000字前後のエッセイ、地域に残る太平洋戦争の遺跡を訪問したルポ記事(戦跡訪問)、2月の「九条の会事務局声明」の転載などです。

今年の講演会は4月29日、勿来市民会館で開きます。講師は「ふくしま平和訴訟」(ふくしま安保法制違憲訴訟)弁護団共同代表をなされた広田次男弁護士で「安保法制違憲訴訟の意義」と題して、昨年12月に仙台高裁で結審した裁判を通じた闘いを中心にお話される事になっています。

裏金問題で大揺れの岸田政権ですが、憲法改定を「やり遂げる」と繰り返しています。講演会を成功させて、9条改憲を許さない世論を盛り上げるよう頑張ります。

ふくしま県「9条+24条」の会

各地区九条の会の活動から

「もっとあなたに平和憲法を！」(後編) ふくしま県「9条+24条」の会 代表 高橋真美

- ・「国家安全保障戦略」(日本にいる人々の生活に保障を)
- 平和外交で日本の安全を守る、食料・エネルギー自給率100%に、自然災害への備え
- 農業・自然再生エネルギーの振興、原発廃炉、核兵器禁止条約批准、非核3原則厳守
- ・「国家防衛戦略」(攻撃したくない国を目指す)
- アニメ・音楽・自然・日本文化等の積極的な発言、教育の充実、科学技術振興、世界の貧困・温暖化対策技術を無償で提供、核兵器廃止・軍縮の先頭に
- ・「防衛力整備計画」(軍事費削って福祉・教育へ)
- 共同軍事演習の即時中止、最強の防衛は世界の軍縮・非核化、ジェンダー平等のための予算を抜本的増額 (次ページへつづく)

四谷姉妹を「9条大使」にして、日本の憲法9条を世界に広げる…、いかがでしょうか？私はとても良い四谷姉妹安保三文書だと思いますし、実現可能な各綱目ではないでしょうか？四谷姉妹は安保三文書で想定されている「台湾有事」を踏まえた上で中華人民共和国がどの様な国で、日本との関係、例えば日中貿易や日本からの直接投資総額などを示し、中国との武力衝突はあり得ないと考えますし、日本の防衛力強化をすすめる抑止力などでは戦争は防げない、そこで四谷姉妹は「安全保障政策」を提案しているのです。

話はジェンダー平等へと続きます。「男らしさを競う文化」の弊害が「抑止力」論につながっているのでは？と問います。それでは「男らしさを競う文化」とは？その要素は

- 1 弱さをみせるな(自信がある、失敗や間違いを認めたら負け、軟弱と思われるような感情は見せてはならない)
- 2 強さとスタミナ(長時間働けること、タフネスが美点、体育会系の力学が働きやすい職場文化)
- 3 仕事第一主義(家庭を顧みないことをよしとする職場文化)
- 4 弱肉強食(仕事は協力でなく競争、同僚は仲間ではなく競争相手)

それは、相手を打ち負かそうする思考そのものなのです。戦争は「男らしさ」「女らしさ」の観念を総動員するのです。「男らしさ」による軍事化とは、男は国を守るために、家族を守るために戦場に。「女らしさ」による軍事化とは、夫を送り出して家を守る「妻」、未来の兵士を産み育てる軍国の「母」、戦争遂行の手段としての大量のレイプ、女性を「戦利品」としか見ない戦略。この様に見てくると、かつての戦時下で「らしくない」人たちが「非国民」だと非難され、生き辛い時代があった事を思い出します。更に核軍拡競争のなかで核兵器の巨大な威力は「マッチョな男らしさ」と関係があるという説、広島投下の原子爆弾「リトルボーイ」、長崎投下の「ファットマン」の男性名も偶然ではないといえそうです。

この様に憲法9条と24条が平和を支える二大要素を明確にした今回の「つどい」は、私たちの活動に大きな活力を与えてくれました。

そして、更に私にとって、この「9条+24条」の会が「もっとあなたに憲法を」の運動を展開する使命を示された出来事がありました。

平和のトライアングル

11月25日、2023年日本母親大会が山口市で開催され、記念講演に私はズームで参加しました。講師は室蘭工業大学大学院教授・清末愛紗氏。テーマは「新たな戦前に抗する～小さな幸せを支える尊厳がおびやかされない社会をめざして」講師は憲法学者として学を究めつつ、23年間アフガニスタンやパレスチナの女性や子ども達に関わってこられた活動家です。学者であり活動家でもある講師の「9条+24条」の活動につながる言葉に惹きつけられました。それは「トライアングル理論」前述した「憲法カルタ」の「(う) 生まれながら持っているゆずれないじんけん～人は誰でも生まれた時から自由に自分らしく、幸福を追求して生きる権利を持っている～」を、講師は「平和的生存権」と定義します。

平和的生存権 憲法第9条、憲法第24条を3つの同じ三角形として想像してください。次に底辺に9条と24条の2つの三角形の頂点をつけて並べます。そして、この2つの三角形の頂点に支えられて平和的生存権の三角形が立ち上がり、全体が1つの大きな三角形になります。これが平和的生存権を支える憲法9条と24条のトライアングル理論なのです。「9条+24条」の会が結成以来進めてきた活動に、より一層の学びを加えて9条と24条を一人ひとりに「もっとあなたに憲法を」広めようと心に決めた「つどい」でした。 おわり

発行元 福島県九条の会 連絡先
発行責任者 福島県九条の会共同代表 今野順夫
編集担当 福島県九条の会事務局
菅田俊雄、菅野家弘、渡部幸一、長谷川秀輝
※投稿歓迎 ご希望の方は事務局までご連絡下さい。

福島県九条の会
事務局長 菅田俊雄
〒960-8157
福島市蓬莱町三丁目6-3
TEL・FAX 024-549-3330
携 帯:080-1800-5284
E-mail:toshio.sugata04@gmail.com